

# 八王子市国民健康保険運営協議会被保険者代表委員の公募及び選考要綱

平成 13 年 4 月 13 日 施行

改正	平成 14 年 8 月 1 日	平成 15 年 8 月 18 日	令和 3 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 15 日	令和 4 年 8 月 1 日
	平成 25 年 8 月 26 日	平成 29 年 2 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

## (目的)

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険条例(昭和 34 年八王子市条例第4号)第2条第1項第1号に定める被保険者を代表する委員(以下「被保険者代表委員」という。)の公募及び選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (公募委員数)

第2条 公募及び選考の結果によって委嘱する被保険者代表委員(以下「公募委員」という。)の数は2人とする。

## (継続任期)

第3条 公募委員の任期の継続は最長2期までとする。

## (公募時期)

第4条 公募委員については、任期途中で欠員となった場合、又は任期満了に伴う改選の際、新たに公募する。

## (公募)

第5条 公募は、市広報及びホームページにより行う。

2 応募者は、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 市の国民健康保険被保険者であること。
- (2) 任期中日に満 18 歳以上であること。
- (3) 市の附属機関の公募委員及び懇談会等の公募参加者でないこと。

3 応募者は、次に掲げる書類を別に定める期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、生年月日、電話番号、性別、職業、国民健康保険被保険者番号を自署明記した書面
- (2) 別に定める課題に対する小論文

## (選考会の設置)

第6条 公募委員を適正に選考するため、八王子市国民健康保険運営協議会公募委員選考会(以下「選考会」という。)を設置する。

## (選考会の構成)

第7条 選考会は、次に掲げるものをもって構成する。

選考委員長 健康医療部長

選考委員 保険年金課長、成人保健課長、成人保健調整担当課長

## (選考方法)

第8条 公募委員の選考は、選考会において評価し、選考する。

## (評価の方法)

第9条 前条に規定する評価は、小論文の内容(文章力、理解力、公平かつ建設的な考え方)を中心に、そのほか運営協議会委員の男女構成、年齢構成、職業構成、地域構成を考慮して、総合的に評価する。

(通知)

第 10 条 採用の可否については、応募者全員に文書で通知する。

(特例)

第 11 条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程に余裕がない等、特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申し込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 第8条に規定する選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)
- (6) 第8条に規定する選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)

(無作為抽出方式による選任)

第 12 条 第5条から第 11 条までに定めるもののほか、八王子市無作為抽出方式による附属機関・懇談会等の市民委員及び市民参加者の公募に関する要綱に定めるところにより、公募委員を選任することができる。

(庶務)

第 13 条 公募及び選考に関する庶務は、健康医療部保険年金課が行う。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考会の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。